

令和8年度山地災害防止キャンペーン実施要領

1 目的

山地の崩壊・土石流・地すべり等の山地災害の発生により、人命・財産に甚大な被害が及んでいることに鑑み、山地災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、山地災害に対する危機管理体制を強化するため、本格的な梅雨期を前にして山地防災に関する情報収集活動の強化、山地災害危険地区等の周知徹底、避難体制の整備等に寄与する取組を推進し、地域住民の防災意識の高揚に資することを目的とする。

2 実施期間

令和8年5月20日(水)から令和8年6月30日(火)まで

3 実施主体

林野庁、都道府県、市町村

4 協賛

一般社団法人 日本治山治水協会

5 山地災害防止標語

次世代に つながる防災 治山事業

6 実施事項

山地災害を未然に防止するため、関係機関、関係団体及び地域住民等と緊密な連携を図り、次に掲げる活動を積極的に実施するものとする。

(1) 広報活動の推進

報道機関の協力を得つつ、地域住民及び要配慮者利用施設の管理者等を対象として、ポスターの掲示、パンフレットの配布、ホームページへの掲載等により、山地災害の未然防止に関する広報活動を推進する。

(2) 山地防災情報の周知活動等の強化

地域防災計画に山地災害危険地区等に関する情報を記載し、関係部局、関係機関と連携した効果的な山地災害対策が推進されるよう努めるとともに、地域住民等に対する防災に関する講習会や現地研修会の開催、インターネット等を活用した山地災害危険地区等の位置情報の周知活動を図る。

(3) 保安林の適切な管理の推進

保安林制度の周知や保安林の巡視などにより、保安林の機能が発揮されるよう適切な管理に努める。

(4) 地域の実情に応じた取組の推進

ア 山地防災パトロール等の実施

山地防災ヘルパー及び地域住民並びに要配慮者利用施設の管理者等と連携し、人家や要配慮者利用施設等の周辺における山地災害危険地区及び治山施設等の点検を実施する。また、山地防災ヘルパーを対象とした研修会等を実施する。

イ 要配慮者利用施設に対する情報提供等の実施

要配慮者利用施設に係る防災体制の整備に寄与するため、関係機関と協力して当該施設の管理者等を対象とした説明会等を開催し、山地防災に関する情報提供等を実施する。

ウ 災害発生時の警戒・避難体制の整備

山地災害発生時における被害状況の迅速な把握、早急な応急対策・復旧対策の実施、二次災害防止のための予防措置等を円滑に実施するため、地域ごとに関係機関と連携を図りながら災害発生時の対応マニュアルの整備を進める。

また、当該マニュアルに基づき、関係機関と密接な連携を図りつつ、災害を想定した地域住民等の避難や応急対策等の訓練を実施するなど、山地災害発生時における警戒避難体制の整備に寄与するよう努める。

エ 治山事業等の広報活動等の実施

関係機関と協力して治山事業施行地の見学会等を開催し、治山事業の重要性を積極的に広報するとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る。

(5) 山地災害防止標語等の募集活動への協力

当キャンペーンに関連して(一社)日本治山治水協会が実施する「令和8年度山地災害防止標語及び写真コンクール作品募集」活動について、関係部局、学校、地域住民等への周知に努めるなど、積極的に協力する。